

大規模災害時等における隊友会の支援協力に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会 神奈川県隊友会湘南支部（以下「乙」という。）は、大規模災害時等における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寒川町において大規模災害等が発生し、または発生の恐れがある場合において、甲が実施する災害対策活動等の円滑化に寄与するための乙の支援協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 乙は、各地域の活動の中心となる者（以下「情報協力員」という。）を指定し、毎年7月1日現在の「情報協力員名簿」を作成し、甲に通知するものとする。

2 甲乙は、この協定に基づく支援協力を円滑に推進するため、平素から定期的に必要な情報交換を行うものとする。

3 乙は、この協定に基づく支援協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

（個人情報の保護）

第3条 甲は、乙の情報協力員の個人情報を本目的以外には使用してはならない。また、個人情報の保護に万全を期すものとする。

（支援協力の要請）

第4条 甲が、乙に支援協力を要請する場合は、乙の情報協力員名簿に記載されているいずれかの者に、業務の内容、日時、場所、その他必要な事項を明確にして、文書または口頭で要請するものとする。

第5条 甲が、乙に支援協力を要請する内容は、次の各号に掲げるものとし、乙は、前条に掲げる甲の要請を受けたとき可能な範囲において、これに支援協力するものとする。

- （1）災害に関する情報の収集および伝達に係る活動
- （2）その他、甲が必要と認める業務

（費用の負担）

第6条 この協定に基づく乙の活動は無償活動（ボランティア）とする。

（補償）

第7条 甲はこの協定に基づく支援活動中の者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年4月1日条例第26号）の規定に準じて補償を行うものとする。ただし、他の法令により療養その他給付又は補償を受けた場合においては、その補償額の限度において災害補償の責めを免れるものとする。

（有効期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第9条 この協定の定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年11月27日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

寒川町長 木村 俊雄



乙 神奈川県平塚市豊原町23番14号

公益社団法人 隊友会 神奈川県隊友会湘南支部

支部長 清崎 忠園

